

# 学校での消費者教育を応援します!

## 小・中学生向けの消費者教育教材

小・中学生向けの消費者教育教材「かしこい消費者のススメ」を作成し、県内の小・中学校へ配布しました。

消費者教育の専門家講師として学校に派遣し、当該教材を活用した出前授業を無料で実施していますので、あわせてご利用ください。

愛知県 かしこい消費者のススメ 検索



## 消費者教育講師派遣のご案内

学校などにおける消費者教育を推進するため、授業や学年集会、教員やPTAの研修会などへ、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの講師を無料で派遣しています。ぜひ、ご利用ください。

愛知県 消費者教育 講師 検索



## 映像教材の貸出

契約・クレジット・悪質商法・インターネット・消費者教育など、消費生活に関するDVD等の教材の貸出をしています。

学校での授業や研修、地域のイベント、学習会などでぜひ、ご利用ください。

愛知県 消費者教育DVD 検索



## 18歳からの大人大作戦!!!の配信

成年年齢引下げに伴う注意点を広く呼びかけるメッセージ動画「18歳からの大人大作戦!!!」をYouTubeで配信しています。

県消費生活総合センターに多く寄せられた若者の消費者トラブルの中から、「美容関連の契約」等を取り上げて注意を促すとともに、困った時の消費者ホットライン「☎188(いやや!)」を、キャラクターとテロップで紹介する35秒のアニメーション動画です。

学校での授業等でぜひ、ご利用ください。



## あいち暮らしWEB・あいち暮らしっく

- 消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」  
楽しく学べる消費者教育教材等を掲載しています。  
・動画で学ぶ「かしこい消費者市民になるう!」  
・マンガでわかる「相談窓口へ行こう!!」など



あいち暮らしWEB 検索



- 消費生活情報「あいち暮らしっく」

悪質商法の注意喚起をはじめ、消費者事故やエンカール消費など、幅広い消費生活情報を掲載しています。

あいち暮らしっく 検索



## 消費者教育オンライン講座の動画配信

高等学校等の授業や家庭学習用としてご利用いただくため、成年年齢引下げや契約などをテーマとした講座を、YouTube上に開講しています。

愛知県 消費者教育 YouTube 検索



## 消費者トラブル情報「あいちクリオ通信」

県及び市町村の消費生活相談窓口には、消費生活に関する様々な相談が多く寄せられています。

消費者トラブル情報「あいちクリオ通信」では、消費者被害の未然防止を図ることを目的にその時々具体的な相談事例を紹介し、消費者トラブルに対する注意を喚起しています。

あいちクリオ通信 検索



## X(旧Twitter)、YouTubeによる情報発信

X(旧Twitter)、YouTubeでも、「消費生活情報 あいち暮らしWEB」として、消費生活に関する情報の発信を行っています。

X(旧Twitter) [YouTube]

ぜひ、ご覧ください!



お問い合わせはお気軽に、愛知県県民生活課 ☎052-954-6603まで!

## 消費生活相談窓口を利用しよう!

消費生活相談窓口では、商品やサービスに関する契約トラブルや、悪質商法による消費者被害、製品事故等についての相談を無料で受け付けています。トラブルに遭ったり、不安を感じたときは、一人で悩まずにお早めにご相談ください。

相談内容などの秘密は守られます!



一人で相談するのが不安な場合は、ご家族や学校の先生などの身近な人と一緒に相談してくださいね。

消費者ホットライン ☎188(いやや!) 県やお住まいの市町村の消費生活相談窓口につながります。

消費生活相談員

愛知県の消費生活相談窓口

■愛知県消費生活総合センター ☎(052)962-0999  
インターネット(愛知県電子申請・届出システム)でも受け付けています。

いつまでも 悩んでないで まず相談!

※あいち暮らしWEB「消費者トラブルかるた」より抜粋

作成/愛知県県民文化局県民生活部県民生活課  
〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2 ☎(052)954-6603  
・2023年11月作成

消費生活に関する情報サイト「あいち暮らしWEB」をご覧ください! あいち暮らしWEB 検索

あいち

消費生活情報

# 暮らしっく

2023年11月  
No.163

若者向け  
特集号

# 18歳から「大人」!

～真に自立した消費者になろう～



民法改正により、2022年4月から成年年齢が18歳に引下げられました。18歳(成人)になると、自分の判断だけで様々な契約ができるようになります。誰とどのような内容で契約するかは、自由に決めることができますが、守るべき義務も発生します。「18歳から大人」として行動できるよう心構えをしておきましょう。



## 18歳になったらできること

- 保護者の同意なしに契約できる  
例えば...  
・スマートフォンを契約する  
・クレジットカードを作る(作成には審査があります)  
・アパートを借りる  
・車のローンを組む など
- その他にできるようになることの例  
・男女ともに18歳で結婚できる  
・公認会計士、司法書士などの国家資格が取れる など

## 20歳にならないとできないこと

- 飲酒、喫煙する
- 公営ギャンブル(競馬・競輪・競艇・オートレース)の投票券を買う など



愛知県

印刷・コピーOKです。広くご利用ください。

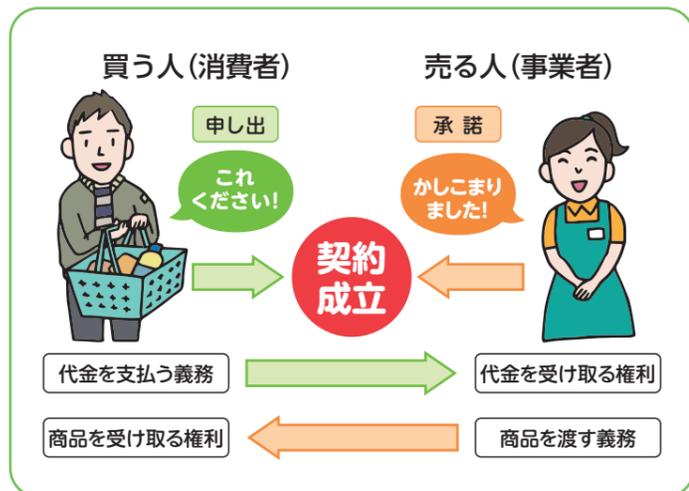
# 契約について学ぼう!

## 契約とは・・・

契約とは法律上の権利と義務が生じる約束のことです。

買う人(消費者)は買う意思を表し、売る人(事業者)は売る意思を表します。お互いの意思が合ったとき(合意)に、売買契約が成立します。

契約成立後は、法律上の責任が伴うため、消費者の一方的な都合で、商品を返品する(契約を取り消す)ことは、原則としてできません。



## 契約が成立するのはいつ?

商品の売買契約の場合、「買いたい」という消費者の意思と、「売りたい」というお店の意思が合致したときです。原則として、**契約は口約束でも成立します**ので、よく説明を聞き、理解・納得した上で意思表示するようにしましょう。

## 契約書の効果は?

契約書は、契約内容で紛争が生じないように、また、紛争が起きた場合に契約内容を確認することができるようにするために作成するものです。

契約書に署名するということは、その内容を読んでいなくても、原則として**書かれている内容の全てを承諾したものとみなされます**。契約書はよく読んで署名しましょう。



## 契約はやめられるの?

一旦契約すると、正当な理由がない限り、**一方的に契約を取り消すことはできません**。

契約が成立すると、当事者双方は約束を守らなければなりません。売買契約であれば、消費者には「代金を支払う義務」が、お店には「商品を引き渡す義務」が生まれます。

## 契約クイズに挑戦しよう!

～ 次の買い方で、契約が成立したのはいつでしょう? ～

**Q1**  
お店で買い物をするとき



**Q2**  
インターネット通販のとき



※クイズの答えはP.6

# エシカル消費について学ぼう!

## エシカル消費とは

エシカル(ethical)とは「倫理的な」という意味で、人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費することを「エシカル消費」と言います。

消費者一人ひとりのエシカルな行動が世界の未来を変える“チカラ”を持っています。

日々の生活の中で「エシカル消費」を実践してみませんか。

愛知県では「私が変わる 未来を変える」を合言葉に、「エシカル消費」に取り組んでいます。

## エシカル消費の具体例



## エシカル消費ポータルサイト「エシカル×あいち」

愛知県では、貧困や飢餓、雇用、地域活性化、気候変動、資源などの様々な社会的課題や環境問題の解決につながる「エシカル消費」について、広く県民の皆様へ普及啓発するためのポータルサイト「私が変わる 未来を変える『エシカル×あいち』」を開設しました。



## #わたしのエシカルあいち

### Instagram投稿キャンペーン

応募期間 2023 10/1(日)～2024 1/15(月) 愛知県にお住まいの方限定

募集テーマ「#わたしのエシカルあいち」(身近で見つけたエシカルな商品など)を投稿していただいた方の中から抽選で5名様に「エシカル商品詰め合わせ」をプレゼント!  
※賞品は「エシカル×あいちフェア」出店者提供のエシカル商品です。



## 応募方法

- ①【エシカルあいち (@ethicalaichi)】フォロー
- ②募集テーマと合致する写真に、「#わたしのエシカルあいち」ハッシュタグをつけて投稿  
※撮影内容も投稿文に記載してください。  
※何回でも応募可能
- ③当選された方にはInstagramのダイレクトメッセージでお知らせします。

